

広島市条例第4号

令和8年2月26日

広島市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市水道給水条例の一部を改正する条例

広島市水道給水条例（昭和38年広島市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「により」を「から」に改め、「指定の」を削り、「第4項及び第41条第1項第1号において」を「以下」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（同法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。）又は当該他の水道事業者から当該指定を受けた者（以下この項及び第24条第1項第2号において「他の水道事業者等」という。）に工事の設計及び施行を行わせる必要があると認めるときは、他の水道事業者等が行うことができる。

第8条第4項中「第1項」を「第1項本文」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項ただし書の規定により行う工事の設計及び施行は、指定給水装置工事事業者が行うものとみなして、第2項及び第3項並びに第43条

の規定を適用する。

第24条第1項ただし書中「水道法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更である」を「修繕その他の処置が次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 水道法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき。
- (2) 災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者等に修繕その他の処置を行わせる必要があると認めるときに、他の水道事業者等が行うものであるとき。

第24条に次の1項を加える。

- 4 第1項第2号の規定により行う修繕その他の処置は、指定給水装置工事事業者が行うものとみなして、第43条の規定を適用する。

第41条第1項第1号中「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。